## 民主党栃木県総支部連合会及び民主党・無所属クラブの2012 (平成24) 年度 中間期における県政経営及び9月補正予算等に関する要望書に対する回答

平成24年9月6日

「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき財政健全化に取り組む中で、東日本大震災等からの復興対策を最優先で進めているところであるが、今年度の財政状況は、普通交付税が当初予算額を下回るとともに、景気の先行きが不透明であることから、税収の確保は予断を許さない状況にある。

このような中、平成24年度9月補正予算については、御要望の趣旨を十分に踏まえ、震災復興への取組を中心に、県民 生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成した。

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

### 【東日本大震災対策関連事項】

- 1 福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染等の被害対策について
- ① 放射性物質が検出された下水汚泥溶融スラグや浄水発生土等の一時保管について、飛散防止・放射線防護対策、空間放射線量率の測定監視等鋭意安全対策に取り組みながら、一時保管に努めているところであるが、新たな保管場所が必要とされる際は、速やかに関係市町・住民と協議を行うこと。

また、国における指定廃棄物の最終処分場の確保にあたり、既に県内自治体への説明会が行われ、9月中を目途としている候補地の選定時期が迫っている状況から、選定以降国が実施する候補地自治体・住民との受け入れに向けたコンセンサスの醸成などが適切に進められるよう、国との情報交換や綿密な協議に万全を期すこと。

② 福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による汚染に対処するため、県等の要請の結果、除染に要する経費についてはすべて国の負担によることが放射性物質汚染対処特別措置法に規定された。この法により汚染状況重点調査地域に指定された8市町においては、「除染実施計画」を策定し、環境省により示された放射線量低減対策に順次取り組んでいる。

また、放射線による健康影響に関する有識者会議 において報告書の取りまとめもなされ、それを踏ま えた県民への周知・啓発も図られていることから、 不安の払拭・風評被害対策における効果が期待され る。

しかし、県内自治体が実施した住宅の除染実験では、国が補助対象とした除染方法では効果が見込めないとの指摘もあることから、本県のように「比較的線量の低い地域」とされて補助対象とならない住宅の表土除去など、効果が現に認められる方法を補助対象とするよう国に働きかけること。

下水道汚泥の放射性物質濃度は低下傾向にあるため、セメント等への再利用を進め、溶融スラグの発生を抑制しているところであるが、濃度の高いスラグについて新たな保管場所が必要となる場合には、関係市町と連携しながら丁寧な住民説明を行っていく。

また、指定廃棄物の最終処分場については、9月3日、環境副大臣が来県し、候補地として矢板市塩田の国有林を提示したところであるが、処分場の設置に当たっては地元の理解が不可欠であるため、設置主体である国に対し、候補地選定の妥当性、施設の安全性等について地元への説明を丁寧に行うよう強く求めていく。

国の放射線量低減対策特別緊急事業費補助金については、 全ての汚染状況重点調査地域において「比較的線量の高い地域」と同等の除染方法を選択できるよう、関係市町と連携 し、様々な機会を捉え、国に要望している。

今後とも、補助制度の運用見直しについて、関係市町と連携し、国に対し強く働きかけていく。

③ 東日本大震災や先の竜巻災害を受けて、県においては、栃木県地域防災計画の見直しを進めるなかで、原子力災害対策編の新設及び水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編の修正概要が示されたところであり、今後の最終見直し版策定に向け精力的に取り組むこと。

また、この度県は東京電力(株)及び日本原子力発電(株)と「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等」を締結したところであるが、今回盛り込まれなかった損害賠償や立入検査、再稼働の事前承認などについて、県議会や市町の意向を踏まえた上で、引き続きの協議事項とするよう原子力事業者に対し働きかけること。

県地域防災計画の見直しについては、東日本大震災や竜巻 災害の検証等を踏まえるとともに、市町村や関係機関、パブ リックコメントによる県民の意見を伺いながら、今秋の計画 修正の決定に向けて鋭意取り組んでいる。

また、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、事故発生時に事業者から迅速かつ正確な情報を直接入手できる体制の確立を最優先課題として、本年8月に原子力事業者と覚書等を締結したところであるが、さらなる県民の安全・安心を確保するため、県議会や市町村の意向を踏まえた上で、今後必要な事項について引き続き協議していく。

#### 2 県制度融資の利用促進について

産業活性化金融対策費として、県内中小企業等の活性化のための設備資金、運転資金等の新規融資は、総融資枠1240億円が確保され、平成23年度6月補正予算において創設された、東日本大震災により直接的・間接的な被害を受けた中小企業の方を対象とした「東日本大震災復興緊急資金」については、平成24年度予算では、400億円の融資枠とされ、このほか、緊急円高対策資金は100億円が確保されている。

本年7月末現在の状況は、保証承諾ベースで東日本大震災復興緊急資金が330件、41億2945万3千円、緊急円高対策資金は運用がない状況である。本県中小企業の経営環境は、依然厳しいものがあることから、当該融資を希望する対象企業への経営相談の実施強化をはじめ、商工会や商工会議所、金融機関等との連携により、個別にきめ細かい対応を図り、県制度融資の利用促進を図られたい。

県制度融資については、ホームページ等の各種広報媒体を活用した積極的な広報を行うとともに、商工会、商工会議所、金融機関等の関係機関と連携しながら周知を図っているところである。

また、県に設置している「経営改善特別相談窓口」においては、専門家による踏み込んだ経営相談や経営改善計画書の 策定支援等を行い、一社でも多くの企業が融資に結びつくよ う支援している。

今後、商工会や商工会議所、金融機関等における個別相談においても、県とのより一層の連携強化によるきめ細かな対応を促すなど、引き続き、県制度融資の利用促進を図っていく。

### 【各部局に対する要望事項】

### 1 「総合スポーツゾーンの全体構想」について

県政の課題でもある総合スポーツゾーンの整備については、今年度県政経営委員会の特定テーマとしての議論や総合スポーツゾーン全体構想策定検討委員会の設置等多方面からの検討がなされているところである。

私たちは、この間一貫して財源問題を始め整備手法や交通計画等の問題点を指摘してきたところであるが、今般具体的な全体構想の検討にあたり、中長期的な県財政運営の視点はもとより、優先順位を明確にし、既存運動施設の整備を含めた機能評価をあらためて行うこと。

また、周辺住民の生活環境を守るため、特に交通 計画方針・交通処理計画については、宇都宮市と事 前に綿密な連携をされたい。

2 とちぎ行革プランの見直しについて

今年度は「とちぎ未来開拓プログラム」に掲げた 集中改革期間の最終年度である。今後はプログラム に掲げた取組の継続が必要であるが、震災等からの 復興を始め課題が山積するなか、国内外の政治経済 情勢の不透明感は依然として解消されていない。

県内の経済状況においても、大手企業の撤退や人 員削減が突然発表され、雇用面を含めて地域社会に 多大な影響を与えており、県民の不安は増すばかり である。

今般発表された平成23年度普通会計決算(見込)からも明らかなように、自主財源の根幹となる 県税収入の増加は当面見込める状況でなく、これら を前提とした財政運営が望まれるところである。

また、臨時財政対策債については、その償還財源 も含め国の地方財政計画に大きく左右されるところ であるが、公債費の増加は経常収支比率の悪化要因 になることや、県債残高の抑制のためにも臨時財政 対策債に過度に依存しないことも重要である。

行革プランの見直しに当たっては、こうした財政 状況を踏まえつつ、県民の犠牲や行政サービスの低 下を招くことのないよう検討すること。 総合スポーツゾーンについては、今年度から2ヶ年をかけて全体構想を策定していくこととしており、昨年度までに実施した「総合スポーツゾーン整備運営手法検討業務」の結果を踏まえ、現在、県政経営委員会や「総合スポーツゾーン全体構想策定検討委員会」の意見を伺いながら検討を進めている。

今後、県民総スポーツ推進の拠点として、財政負担軽減の 観点等も踏まえつつ、整備形態や施設の規模・機能、整備運 営手法、既存施設の整備の方向性等について決定していくと ともに、交通計画等の立案に当たっては、地元宇都宮市との 十分な連携を図っていく。

「とちぎ行革プラン」は、平成23年度から5年間に行う行 財政改革の様々な取組を体系化し、平成21~24年度を集中改 革期間とする「とちぎ未来開拓プログラム」を踏まえた目標 を設定している。

プランでは、自律的な財政基盤の確立に向け、プログラム の集中改革期間終了後もその考え方を継承するとともに、国 の地方財政計画等を踏まえながら中期財政収支見込みを策定 ・公表するなど、中期的な視点に立った財政運営を行うこと としている。

また、投資的経費の抑制により県債残高の減少に努めるほか、臨時財政対策債については、国に対し、地方交付税の総額の確保により縮減するよう、引き続き働きかけていく。

さらに、徹底した事務事業の見直しや行政コストの削減、 歳入確保などの取組についても、プランの推進期間を通して 進めていく。

今後とも、プランに掲げた取組を着実に推進し、財政の健 全化に努めていく。

## 3 再生可能エネルギーの有効利用に向けた取組強化 について

国の再生可能エネルギー特別措置法を視野に入れた本県再生可能エネルギーの取組を推進すること。特に、環境立県戦略のリーディングプロジェクトとの連携を図り、本県の地の利を生かした複合的なエネルギー対策を推進すること。

具体的には、メガソーラーをはじめとする太陽光 発電設備の飛躍的設置促進、農村地域に存在する小 水力等を有効に活用した「エネルギーの地産地消」 を目指す「スマートビレッジ」に関するモデル事業 の構築と実施、「栃木発再生可能エネルギービジネ スモデル創造特区」を活用した企業、人材、資金等 の地域資源を活かした先駆的ビジネスモデルの構 築、中山間地域や土地改良事業の竣工後の集落にお ける小水力発電、新たな分野として期待されている 温泉地域における温泉熱利用や地熱発電、豊かな森 林資源を活用した木質バイオマスによる電気供給や 木材乾燥等の循環型システム等、本県が環境立県戦 略に掲げる諸施策を充実強化し、全国に誇る再生可 能エネルギー戦略を講じ、「環境政策はとちぎ」と 名付けられるような、環境分野に特化した本県独自 の施策推進を図ること。

メガソーラー事業については、候補地のうち9箇所で事業者が決定するなど順調に進んでいるところであり、今後、県・市町の防災拠点となる公共施設についても、再生可能エネルギー発電施設や蓄電池等の整備を進めていく。また、一般住宅向けの太陽光発電設備の設置に係る補助制度について、既築住宅の設置件数が大きく伸びていることから、補助枠を拡大する。

小水力などの本県の豊かな地域資源の活用については、 「栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」による取組や、効率的な中小水力発電技術の研究などを通して、 その導入拡大を図る。

スマートビレッジモデル事業については、小水力発電に関する農業用水路の適地調査や発電・蓄充電の実証、再生可能 エネルギーの農業用施設等への利用検討を進めている。

さらに、畜産酪農研究センターにおいて畜産廃棄物等を利用したバイオガス発電の実証研究を引き続き実施していく。

○住宅用太陽光発電導入加速化事業費

180,000

○防災拠点施設再生可能エネルギー等 導入推進事業費

1, 150, 087

### 4 EV・PHVタウン構想の推進について

平成22年12月に国から選定を受けた「EV・PHVタウン構想」については、とちぎ環境立県戦略のリーディングプロジェクトの1つである「エコカー普及促進プロジェクト」を実現する有効な方策として位置づけられている。

「栃木県EV・PHVタウン推進アクションプラン」では、平成25年度末の普及台数を1000台、急速充電器の設置を25基としているが、本年7月末の実績では、普及台数約640台、充電器29基となっており、目標達成に向け、概ね順調に推移している。しかしながら、急速充電器の空白地帯の解消や、特に都心部からのEV・PHVによる広域的な旅行を促す意味では、未設置の東北道、北関東道への設置は急務であり、是非ともNEXCOや国へ積極的に働きかけること。

また、「EV・PHVタウン構想」のモデル事業である「レイル&EV観光モデル事業」については、原子力発電所事故による風評被害に苦しむ日光市や那須町地域に今秋以降にモデル事業を導入予定とのことであるが、是非とも、本県の新たな「エコツーリズム」として精力的な観光商品の開発に努めると共に、本県の環境施策と観光施策の融合を図り、まさに、環境立県戦略に相応しい本県の魅力を創出されたい。

また、「EV・PHVタウン構想」については、様々な分野との連携によってより多くの効果が期待でき、具体的には、「中山間地域でのEV活用事業」では農業政策としての取組、「本県自動車産業の新たな展開」では、産業労働(雇用)政策としての取組、「都市部でのEV活用モデル事業」では総合交通政策としての取組等、様々な本県の地の利を生かした政策推進が期待できる。こうした政策を推進するとともに、各分野における中小企業支援や新たな雇用の創出等も模索し、環境政策と雇用政策の融合を図られたい。

EV・PHVの普及に欠かせない急速充電器については、 引き続き設置密度の薄い地域や道の駅などへの設置を促進す るとともに、高速自動車道への設置について、NEXCO等 に積極的に働きかけていく。

日光・那須地域における「レイル&EV観光モデル事業」については、モニターツアーの実施やモデル事業に使用する EV等車両の導入支援等に取り組むこととしており、地元市町や観光事業者と連携を図りながら、観光地の新たな魅力づくりを積極的に推進していく。

「中山間地域のEV活用モデル事業」については、スマートビレッジモデル研究会において、農業用水による小水力発電の実証、農業におけるEV利用等について、引き続き調査検討を進めていく。

「本県自動車産業の新たな展開」については、昨年度、中小企業者等を対象として、EVの分解展示やテスティング事業を行ったところであり、今年度も「コンバージョンEV試作事業」を行うなど、次世代自動車に関する部品の研究開発を支援していく。

「都市部でのEV活用モデル事業」については、宇都宮市におけるEV利用を促進するため、市民、事業者等のニーズ調査やカーシェアリングの実施等について、実施主体である宇都宮市等と協議・検討を進めているところである。

今後とも、これらの取組を積極的に推進することにより、 県内産業の振興や地域の活性化、ひいては雇用の確保等に結 び付けていく。

### 5 中山間地域対策と野生鳥獣害対策について

本県における食をはじめとする中山間地域の豊かな資源を活用し、集落ぐるみで都市と農村の交流を促進する取組を強化するとともに、都市部からの中山間地域への定住促進対策等、積極的なPR活動を行い、中山間地域活性化を図ること。

また、野生鳥獣害対策については、平成22年度 から開始した獣害対策モデル地区の取組を加速化す るとともに、福島原発事故の影響などにより平成 23年度のイノシシ等の捕獲数が減少したため、イ ノシン等の増加が懸念されることから、捕獲体制の 強化並びに捕獲後の個体処分(焼却等)に対する自 治体への支援等を早急に検討すること。

中山間地域の活性化に向けては、ハードとソフトの各種施 策を総合的に推進しているところであり、引き続き地域資源 を活用した都市農村交流等の取組を支援するとともに、ホー ムページや様々なイベント等を活用して中山間地域の情報発 信に努めていく。

獣害対策モデル地区については、今年度2箇所を追加し、合計8箇所において取り組んでいく。また、イノシシ等の捕獲体制を強化するため、イノシシ捕獲倍増事業や今年度創設した「森の番人」確保育成事業を積極的に推進するとともに、捕獲後の個体処分については、今後も市町村と連携しながら、円滑な処分を促進していく。

### 6 森林・林業・木材産業政策の更なる充実について

国の「森林・林業再生プラン」の実現に向けて、 県より国への要望も出されているところであるが、 本県の「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン 2011」の着実な推進を図ること。特に、国の 「公共建築物における木材の利用の促進に関する法 律」の施行を受けて、本県としてのガイドラインも 整理されたところであるが、施行に向けた支援制度 の確立を図ること。そのために必要な施策として、 今後の公共建築物については、地元産木材使用を求 める「(仮称)地元産木材利用規程」的なものを全 県で策定し、木材を利用できる分野の拡大に向けた 取組を進めること。

また、とちぎ材の家づくり支援事業については、 県産出材の使用量の基準の段階的な改正を図り、利 便性を高めたところであるが、補助要件のうち、 「延べ面積」については、国の省令である「長期優 良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」を運用 し、75㎡以上である現行基準を、規則にもある 「地域の実情を勘案して所管行政庁が55㎡を下回 らない範囲内で別に面積を定める場合には、その面 積」といった観点から、より小規模の面積にも該当 するような検討を関係団体等へのアンケート等も行 いながら検討すること。

本政策を推進するため、将来を見据えて、林業従事者の高齢化対策、森林整備(間伐の増加)の促進及び林業における新規雇用の創出に向け、森林組合職員、民間の雇用者の処遇改善や機械化の促進を図るなど、緑の雇用事業への上乗せ助成による担い手育成事業の充実・強化を図ること。

国の「森林・林業再生プラン」を受け、県では「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」を策定し、森林資源の循環利用を図る観点から、特に木材の利用拡大や林業担い手の育成を推進することとしている。

また、昨年12月には、公共建築物等木材利用促進法に基づき「とちぎ木材利用促進方針」を策定し、県有施設等の木造・木質化を推進するとともに、市町村の「木材利用基本方針」の策定を促進している。

「とちぎ材の家づくり支援事業」については、優良な木造 住宅の供給促進による県産材の需要拡大や木材の地産地消等 の事業の趣旨を踏まえ、今後も適切な事業内容を検討してい く。

担い手の育成については、森林整備担い手対策基金及び森 林整備加速化・林業再生基金を活用し、高性能林業機械を活 用した効率的な生産体制の構築や林業従事者のスキルアップ を図るための各種研修、雇用管理の改善等を図るほか、国の 「緑の雇用事業」とも連携しながら引き続き取り組んでい く。

### 7 「はつらつプラン21(五期計画)」での大幅な施設整 備促進について

### (1)「回復期のリハビリ専門病院」の整備拡充について

当初予算要望において、本県の回復期におけるリ ハビリ専門病院の整備拡充を要望したところであ る。

昨年から今年において、足利地区・県央地区に整 備されたものの、依然として人口10万人当たりの 本県での回復期リハビリテーション病床数が全国平 均を下回っている状況に変わりはない。

県内の脳卒中患者等のリハビリテーションが停滞 することのないよう、県内の患者の動向を見極め、 施設整備を含め、適切な対応を図ること。

## 脳卒中患者等のリハビリテーションについては、保健医療 計画等に基づき、急性期、回復期を通じて在宅復帰に至るま での一貫した体制づくりを進めている。

回復期病床については、脳卒中発症登録により、患者の罹 患状況やリハビリテーションの実施状況等の把握に努めつ つ、地域医療再生基金を活用し、その整備を支援していく。

今後とも、脳卒中の発症予防はもとより、地域連携クリテ ィカルパスの活用促進も図りながら、脳卒中を中心とする リハビリテーション提供体制の充実に努めていく。

## (2)「老健施設」の整備拡充とリハビリ「専門スタッフ」の 確保・育成について

県では、「はつらつプラン21 (五期計画)」に おいて、市町の意向や事業者の動向を踏まえ、介護 | め、計画的な整備を進めてきたところである。 老人保健施設の整備計画を策定したところである。

「老健施設」は、在宅生活への復帰を目指したリ ハビリテーションを行う施設として、高齢化社会の 進行を見据えれば、その着実な整備が望まれる。

このため、県においては、計画の着実な推進を図 るとともに、サービスの担い手となるリハビリ「専 門スタッフ」の確保・育成対策を講ずること。

介護老人保健施設については、療養病床からの転換を含

今後も、「はつらつプラン21(五期計画)」における介護 老人保健施設の整備計画に沿って、老健施設の着実な整備を 進めるとともに、当該計画に見合った専門スタッフの確保等 について事業者を指導していく。

#### 8 薬物乱用防止対策について

幻覚作用のある脱法ハーブの吸引を巡る事故や健康被害が各地で相次ぐ中、県内での販売店の確認を行うとともに新たな販売店の拡大抑止に向けた対策を講じられたい。また、薬事法での製造などが禁じられている指定薬物の混入が行われていないか検査体制の整備を図るとともに、条例化を検討されたい。

脱法ハーブについては、県内の販売店に対して、県警察と合同で立入調査の上、販売自粛の要請を行うとともに、県民に対しては、脱法ハーブの危険性についてホームページやリーフレット等により注意喚起を行っている。また、脱法ハーブの買上検査により指定薬物が検出された場合には、薬事法に基づき必要な措置を講じていく。

国に対しては、新規薬物の指定手続きの迅速化や、成分構造が似ている薬物を一括して規制する「包括指定」による規制強化の早期実施について要望していく。

# 9 「フードバレーとちぎ構想」の推進と本県への食品関連企業の積極的な誘致について

県は、昨年国の総合特区制度に「フードバレーとちぎ特区」を申請したが、残念ながら指定されなかった。知事は、改めて新年度の特区申請を昨年12月県議会において表明しているが、政府見解でも国内経済に極めて効果のある施策であることから、指定に至らなかった問題点を検証し、部局横断的組織の構築も含め、是非とも採択に向け、再度努力されたい。

フードバレーとちぎ構想については、多彩な農産物を活かした加工品の開発や食品関連企業の誘致、食の提供、更には、商品類の販路開拓・拡大等、農業の6次産業化と連動させ、食品関連分野から本県産業の再活性化を図るものであり、新たな本県の企業誘致の姿として、税収増等の県財政健全化をも視野に入れた施策として展開が期待できる。

本県は、「ものづくり県」と言われるが、是非とも、農産物や加工食品、そして、従来の工業製品等あらゆる分野における本県のものづくりを推進することと併せて、フードバレーとちぎ構想に係る食品関連企業の積極的な誘致を推進されたい。

「フードバレーとちぎ特区」については、国の評価結果等を踏まえ、関係部局間の緊密な連携のもと申請内容の見直しを進め、指定を目指していく。

また、産学官ネットワークである「フードバレーとちぎ推進協議会」を推進母体として、新商品開発や販路開拓、農業をはじめとする関連産業の高付加価値化に係る各種施策を展開するとともに、平成23年度に設けた企業誘致に係る優遇制度を効果的に活用し、食品関連企業の誘致に積極的に取り組むことにより、地域経済の活性化を図っていく。

答

口

## 10 既存企業の撤退(事業規模縮小)をさせないため の定着促進策について

本県では、ここ最近、キリンビール栃木工場の完全撤退や現在急浮上したシャープ栃木工場の事業縮小問題等が発生し、現在、県並びに地元自治体においては、横断的な組織としての連絡会議を設置し、対応に当たっていると承知している。当面は、情報収集を中心に関係機関との連携のもと、対策を講じているとのことであるが、未だ生産縮小規模や従業員の対応等は明らかにされていないとのことである。本県経済への影響はもとより、地域経済や従業員の雇用問題等を深刻化させないよう、引き続きの情報収集と的確な対応を図ること。

また、こうした事例を考慮し、現在本県で進められている既存企業の定着促進策を検証し、既存企業の経営状態や関連企業の動向等定期的な情報収集ができるような仕組みを構築するとともに、問題発生に速やかに対処できる体制整備を県内全ての自治体と共に構築すること。本県は、ものづくり県であることから、特に本県経済に影響を及ぼす観点からも早急に対策を講じていただきたい。

## 1 1 平成28年度青年技能者技能競技大会(技能五輪 全国大会)及び全国障害者技能競技大会(全国アビリ ンピック)の招致について

去る8月17日に民主党幹事長室(逢坂総括副幹事長と面談)並びに厚生労働省(西村副大臣と面談)に要望した技能五輪全国大会及び全国アビリンピックについては、全国有数のものづくり県である本県が、技術の高度化や優秀な人材の育成・確保に努めることにより、県内企業の競争力の強化並びに雇用の安定、地域経済の活性化を図る視点からも是非とも招致すべきである。今後、現地調査における本県の優れた招致環境のPRをはじめ、招致に向けたすべての取組を強力に推進するとともに、県と県議会とが一丸となって、この大会を招致するためのキャンペーン等も模索し、「オールとちぎ」での招致活動となるよう、尚一層の努力をされたい。

県では、シャープ(㈱栃木工場の事業縮小問題等に対応するため、8月6日付けで庁内連絡会議を設置するとともに、県内企業の受注確保や融資に関する特別相談窓口を設置したところである。引き続き同社の動向を注視し、矢板市や関係機関等と連携を図りながら情報収集を行い、地域経済や雇用等に関する影響を最小限にとどめるよう取り組んでいく。

企業の定着に関しては、トップレベルで立地企業との意見 交換を行っているほか、県内主要立地企業約100社を対象と したパートナーシップ事業において、対象企業を訪問しなが ら意見や要望を伺うなど、企業動向の把握に努めている。

また、都内において「企業立地・定着促進セミナー」を開催するとともに、「産業定着集積促進支援補助金」により本県立地企業を支援している。

今後とも、市町村等と連携を図りながら既立地企業の操業環境の向上に努め、長く操業してもらえるよう最大限努力していく。

技能五輪全国大会及び全国アビリンピックの招致については、大会を通じて、ものづくり分野における技術の高度化や優秀な人材の育成・確保が図られるとともに、障害者の技術力向上や障害者雇用の促進が期待されることから、県内企業の競争力強化や地域経済の活性化を図る上で有意義であると考えている。

国では、現地調査を経て、外部有識者等による選考委員会の意見を聴いた上で、開催地を決定するとしており、県としては、今後とも、両大会の本県開催が実現するよう、関係機関・団体の協力を得ながら全力で取り組んでいく。

### 12 買物困難地域の解消対策について

近年、本県においては、都市部における大型スー パーの撤退や、中山間地域における高齢化の進展・ 人口減少に伴う限界集落化等により、地域住民の方 々が「買物困難となる地域」が多く発生している。 これらの問題については、各市町村における対応に 終始しているが、本県としても、この課題を共有 し、魅力ある商店街の形成や地域主権の流れを捉え た新しい公共の視点からも、本県の主体的な取り組 みによる施策として検討していくべきである。当 面、経済産業省商務流通グループ流通政策課が 2011年3月にまとめた、「地方公共団体におけ る買物弱者支援関連制度」等の事例も参考にしなが ら、本県として県内の買物困難地域の把握に努め、 市町村や商工団体、民間企業やNPOとの協働の取 組を支援するともにコミュニティビジネスの創出等 も検討されたい。

「新たな公の担い手支援事業」の一環として、NPO等と 行政が協働し、買物代行など独居高齢者等の生活を支える サービスをモデル的に行う事業に取り組むほか、「里の"守" サポート事業」において、市町村が行う商工会と連携した買 い物弱者対策を支援していく。

また、大手流通事業者等による買物困難地域における取組や県内商店街有志による移動販売なども行われている。

県としては、このような事例やノウハウをNPOや事業者等に情報提供するとともに、地域とのコーディネートを行うなど、買物困難地域の解消に向けた取組を支援していく。

## 13 原発事故の風評被害に負けない本県農業の確立 について

「とちぎ農業成長プラン」では、本県農業の将来 ビジョンとして、農業の成長産業としての発展を目 指し、「進化する農業・栃木」の推進を掲げ、7つ の重点戦略を掲げている。その戦略は、個々に目標 値を定め、その達成に向けたアクションプランが進 められているが、国の食料・農業・農村基本計画で は、農業の6次産業化、販路拡大、更には、進化す る方向性の基準に「消費者」の動向を常に捉えた計 画を進めるべきとされており、こうした点に十分配 慮した本県農業の確立を目指していただきたい。

また、本県農業が直面する原発事故の風評被害対策を克服するためには、本県農業が「強い」ことを立証できる施策を積極的に進めるべきである。昨年発生した原発事故の影響については、依然一部の農作物に対する出荷自粛措置等厳しい対応が迫られているが、県首都圏農業情報センターの努力の結果、放射性物質検査データの頻繁な公開により、市場現場サイドでは、本県農産物に対する信頼性は安定しており、むしろ出荷量を増やしてほしいとの要望が強い。

したがって、本県農業を原発事故風評被害に負けない強い農業として発展成長させるためにも、産地から加工、販売先までの状況を的確に把握するとともに、農家の生産意欲を維持向上するための一層の技術経営指導や農業関係団体との連携を強化し、農業を起点としたフードバレーとちぎの推進を図り、オールとちぎによる「需要対応力の高いとちぎの農業」の確立を目指し、まさに「進化する農業」に向けた施策を展開されたい。

本県農業の成長力を高めていくため、本県農業をリードする経営感覚に優れたプロ農家の育成を基本に、農地の面的集積による米麦等の経営規模の拡大と低コスト化をはじめ、露地野菜の導入による経営の複合化、耕畜連携の強化による飼料の増産など、地域の条件を活かした水田経営のモデルづくりを進めていく。

また、本県は交通網が発達し、食品企業の立地が多いなど 園芸の振興に優位な条件を備えていることから、技術の高度 化により生産性や品質の向上を図るとともに、加工・業務用 など多様な需要に対応できるマーケットイン型の産地を育成 するなど、園芸の競争力強化を図っていく。

さらに、農商工連携による新商品の開発や販路開拓、農業の6次産業化による高付加価値化を促進し、農業の収益力向上を図っていく。

今後とも、「とちぎ農業成長プラン」に基づき、本県の有する豊かな資源や地理的優位性を最大限に活用し、消費者のニーズを的確に把握しながら、生産性の一層の向上と農業の高付加価値化に向けた施策を積極的に展開していく。

### 14 新規就農者の確保並びに育成対策について

国の新規就農総合支援事業(総額:136億円)を受けて、本県においても、新規就農者確保事業として、就農前の研修期間(2年間)における準備型並びに経営が不安定な就農直後(5年間)の経営開始型の青年就農給付金をインセンティブとした新たな新規就農対策が進められている。

現時点では準備型、経営開始型ともに、県は対象者の把握に努めているようであるが、新規就農者の一層の確保を図るため、更なる制度の周知を行うこと。また、近年増加傾向にある農外からの新規就農者については、農地の確保に加えて就農後の定着に向けた技術や経営面での継続的な支援が必要である。

そこで、地域営農組織、JA部会等との連携を強化し、同一作物栽培農家のネットワークや地域全体で新規就農者を支えることができる環境整備をより強力に推進すること。

### 15 食肉流通対策と畜産振興について

本県の食肉流通上、重要な拠点機能を担ってきたと畜施設は3ヶ所あるが、おしなべて施設の老朽化対策や、近県の施設で既にクリアしているHACCPへの対応が課題となっている。県は本年度中の県食肉流通合理化計画策定に向けて取組を進めていると伺うが、今後も優れた本県ブランドを維持し、よりスムーズで広範な食肉流通を図るため、施設ごとの特色・特徴(牛・豚の処理状況や個別の課題対策)を十分に勘案した新たな計画の策定が早急に必要である。

そこで、県は関係機関・団体等とも連携を図り、 十分なコンセンサスを得た上で、施設の更新・新設 等の整備をはじめとする流通に関わる新計画を早急 に策定するとともに、本県畜産全般にわたる、時代 に即した新たなビジョンを打ち出し、本県の一層の 畜産振興を図られたい。 青年就農給付金は、青年層からの新規就農者の確保と経営 安定に有効であることから、市町村やJA等に対する説明会 の開催、県ホームページへの掲載、就農相談会での情報提供 など様々な方法により、制度の普及啓発に努めている。

また、円滑な就農を促進するため、就農希望者に対し、地域別、作物別、時期別の支援内容を明記した「地域就農プログラム」に基づく研修、農地確保、施設・機械の導入などについて、関係機関・団体等と一体となってきめ細かな支援を行っていく。

さらに、地域での仲間づくりによる交流促進、JA等が主体となって技術向上を支援するトレーナー制度等により、新規就農者を支える環境整備を進めていく。

県内3ヶ所のと畜施設はいずれも老朽化が進んでおり、と 畜処理能力や衛生対策などの課題がある。

こうした課題に対応するため、県内食肉流通の今後のあり 方を内容とする新たな「栃木県食肉流通合理化計画」の策定 に取り組んでいるところである。今後、県内のと畜施設の現 状や肉畜生産、食肉流通の動向等も踏まえ、関係機関・団体 等で構成する協議会を設置し、十分協議を行いながら、本年 度中を目途に計画を策定することとしている。

また、平成23年3月には栃木県酪農・肉用牛生産近代化計画及び栃木県家畜改良増殖計画を策定したところであり、本県のブランド力を活かしながら、より一層の畜産振興を図っていく。

### 16 社会資本整備と維持管理について

本県の社会資本の整備と維持管理については、今 日まで財政難の中、県民の多様なニーズや時代の変 化に対応した事業を着実に実行してきた。しかし、 東日本大震災関連の公共土木事業については、復旧 工事が一段落したとはいえ今後に多くの課題を残し ている。加えて、多発するゲリラ的集中豪雨や地 震、台風災害等県民の命や財産を守るためには今後 とも社会資本の整備は重要な課題と言える。

よって、県民の生命と財産を守り、安全と安心を 与える諸事業について、地域性や公益性を十分把握 ○公共事業費(県土整備部) しつつこれら事業を確実に進められたい。

また、今日的課題としての社会資本の維持管理に ついては、現状を的確に把握した上で計画的な保守 管理を行い、防災・減災の視点を明確にした対応を 図られたい。

東日本大震災や集中豪雨災害等を教訓として、県民の生命 ・財産を守るため、優先的に取り組む必要がある避難所周辺 道路や緊急輸送道路の整備、河川の改修、橋梁の耐震化等の 緊急防災・減災対策に取り組んでいく。

社会資本の維持補修については、計画的な点検・診断を行 い、必要に応じ予防保全的な修繕により施設を長寿命化し、 ライフサイクルコスト削減及び予算の平準化を図っていく。

530,000

○緊急防災·減災対策事業費

2,000,000

ゼロ県債

(2,000,000)

### 17 高齢者・障がい者等にやさしい道路移動の円滑化 について

地域主権改革一括推進法に基づく県条例の制定に 関連して、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権 の拡大により、県が管理をする県道に関する技術的 基準を県の条例で定めることが可能となった。

バリアフリー新法第10条を踏まえ、本県におい ても、高齢者・障がい者等にやさしい道路移動の円 滑化に向けて、今後の道路整備について、条例の制 定を含めその対応を図られたい。

道路構造等に関する基準については、現在、地域主権改革 一括法に基づき、平成25年4月の条例施行に向け、バリアフ リー新法の趣旨を踏まえながら準備を進めているところであ

今後とも、高齢者や障害者等が安全で円滑に通行できるよ うな道路整備に努めていく。

### 18 いじめ対策について

過日発生した、滋賀県大津市における中学生がい じめを苦に自殺したとされる痛ましい事件は、記憶 に新しい。残念ながら、2010(平成22)年度 における本県のいじめ認知件数は、1,185件確 認されている。

そこで、県教育委員会としても、この際、これま でのいじめ対策を徹底的に見直し、さらに必要な新 たな対策を講じられたい。まず、いじめ発見の多く は保護者と教員が占めることから、児童生徒からの 情報収集とその有効な活用、さらには関係者間の十 分な情報・認識共有が大変重要であると考えられる ため、学校・教員、同時に保護者や児童生徒、また 地域住民への対応マニュアル周知について徹底的な 検証と必要に応じた見直しを行い、学校と家庭だけ でなく地域住民組織等とも十分に連携し、いじめは 地域社会全体で撲滅するという機運の醸成を図るこ と。また、既に締結されている学校と警察との協定 に基づく相互連絡や少年サポートセンターの効果的 な活用をより促進し、平時からの情報共有化と有事 の迅速かつ的確な行動・連携体制の検証と必要に応 じた強化を図ること。

滋賀県大津市で発生したいじめの問題を受け、県教育委員会において、全ての公立学校に対し、いじめに対する認識やいじめの問題に対応するための指導体制等について総点検するよう指示するとともに、教育事務所長に対し、市町教育委員会との連携を一層強化し、各学校におけるいじめの問題に適切に対応するよう指示したところである。

また、各教育事務所の「いじめ・不登校等対策チーム」を 強化するため、スクールサポーターの増員を図るとともに、 いじめに関する教師指導資料を改訂するなどの緊急対策を実 施していくこととした。

今後は、こうした取組や文部科学省の緊急のいじめアンケート調査結果の精査などにより、各学校におけるいじめの問題へのきめ細かな支援を行っていく。

さらに、いじめの防止や解決のためには、警察と学校の連携が不可欠であることから、協定に基づく情報の共有化や、 少年サポートセンターによる相談活動などを通じて的確に対応していく。

○いじめ問題緊急対策事業費

5,000

#### 19 高等特別支援学校整備事業について

高等特別支援学校については、昨年度整備基本計画を策定し、今年度当初予算において整備費が計上された。当方が当初予算案上程前に要望した内容については、基本計画中の整備方針に「整備に当たって特に配慮する事項」として概ね触れられている。

そこで、公表されたスケジュールにも2016 (平成28)年度に開校予定とあるように、実働までの時間も確保されていることから、宇都宮市立一条中学校移転整備計画との調整や地域住民との信頼関係の構築を進めるに当たり、今後も継続的により広範な広報広聴活動に取り組み、この間に得られるであろう諸課題・要望への臨機応変な対応を図るとともに、先進事例等の情報も柔軟かつ積極的に取り入れながら、教育委員会が掲げる本校の多様な機能が速やかに発揮できるよう具体的な内容の検討に引き続き取り組まれたい。 高等特別支援学校の整備については、宇都宮市教育委員会と連携して地域の小・中学校や自治会等に対する説明会等を開催し、軽度の知的障害者を対象とする高等特別支援学校の概要や宇都宮市立一条中学校との隣接設置の教育的メリット等について、地域住民への理解促進に努めてきたところである。

今後とも、整備スケジュールの進捗に応じて必要な広報活動を実施しながら、地域住民との信頼関係の構築を図るとともに、実践的な職業教育を推進する高等特別支援学校の開校に向けて、引き続き具体的な検討を進めていく。

### 20 学校指導力強化対策事業について

今年度当初予算において、複数教員によるよりきめ細かな指導や、特別支援学級における児童生徒の障がいの多様化傾向に対応するための学校指導力強化対策事業費が計上された。この事業により、小中学校に配置可能な非常勤講師は増員され、210人となった。今年度の配置実績も、既に200人を超えていると聞く。

そこで、県教育委員会においては、今後も引き続き市町教育委員会との綿密な連携を図りながら学校の現状を十分に把握・分析するとともに、予め新たなニーズの発生を想定した追加配置ができるよう制度の弾力的な運用を検討するなど、万全の対策を講じられたい。

基本的な生活習慣が身についていない児童や、集団生活に不適応を起こす児童生徒が増加傾向にあることから、指導困難な状況が見られる小・中学校への非常勤講師の配置について、今年度は120人から210人に増員したところである。

この非常勤講師については、学校の規模の大小を問わず、 緊急度・必要度の高い学級や学校に適宜配置しており、今年 度はこれまでに202名を配置している。

今後とも、年度内において困難な状況が発生する学校については、市町教育委員会の意向を踏まえながら適切に対応していく。

### 21 取調べの可視化について

現在、国において取調べの可視化に向けた検討が 行われており、本県でも試行的に取調べの一部録音 ・録画が実施されている。

本年4月から、その対象範囲を拡大するとともに 試行内容も拡充することになったが、県警察として も、早急に必要な体制整備を図るなど本格実施に向 け積極的に対応されたい。

本年2月に、国において取調べの録音・録画の試行を拡充 する指針が策定されたところである。

本県においても、実施件数の大幅な増加が見込まれることから、国と連携を図り、県内の全警察署に配置できるよう、 取調べの録音・録画装置の整備を図っていく。

### 22 交通事故抑止対策について

県警察は、交通事故抑止対策として、今年度も高輝度道路標識・標示や信号機の整備等を計画的に進め、県民運動の推進や市町・交通関係団体・地域住民等とも連携した対策に取り組んでいる。近年の交通事故件数は減少傾向にあり、こうした取組の一定の成果が見受けられるものの、本年8月には、交通死亡事故多発に伴い全県警報が発令された。

そこで、今後の計画的なハード整備の推進はもちろんのこと、特に県民一人ひとりにまで、交通安全意識の向上を図るとともに、交通マナーの実践、交通ルールの遵守等を、あらゆる機会を通じ確実に浸透させるための日常的かつ恒常的な施策が必要であると考えられることから、今回の異常事態を契機に、よりきめ細かな対策を講じられたい。例えば、自主防犯団体や地域住民、さらには学校等との連携に着目し、より地域性を重視した県民運動の展開を促すことや、県警察はそうした地域ごとの活動を常日頃から把握し、平素から綿密な連携が継続的に図れるような方策を講じられたい。

# 23 自主防犯団体等への支援と連携の強化・促進について

本県の犯罪認知件数は、2003(平成15)年をピークに大幅な減少傾向にある。また同時に、近年の自主防犯団体数・構成員数は飛躍的に増加しており、短期間の内に着実な組織化が進んできたといえよう。これらのことは、県と警察が連携し各団体の支援に取り組んできた一定の成果である。

複雑・巧妙化する犯罪への対策として、自主防犯団体の他にも、例えば、学校を拠点にしたり、学区・行政区を行動範囲とする地域住民組織等が活動をしているが、より大きな概念で地域ごとの安心・安全を守るためには、警察・市町はもとより団体・組織間の緊密な連携の強化・促進と継続的な維持が今まで以上に必要であると考えられることから、各主体間のネットワーク化とその維持に向けた支援対策の一層の強化を図ること。

本年は、年間抑止目標95人以下の達成に向けた交通事故抑止対策を進めるほか、人口10万人当たりの交通事故死者数の全国ワースト上位からの脱却に向け、県・市町村・関係機関等が連携して「子どもと高齢者を交通事故から守る県民運動」を推進している。

また、交通事故抑止効果の高い高輝度道路標識・標示などの交通安全施設の計画的な整備を図るとともに、「子どもや高齢者に優しい3S運動」や「スピードダウン運動」をはじめとする県民運動を強力に推進し、一人でも多くの県民の交通安全意識の向上に努めている。

今後も引き続き、関係機関・団体等と緊密に連携し、地域 の実態に応じた交通事故抑止対策をより一層推進していく。

警察においては、地域における犯罪を防止するため、自主 防犯団体と緊密に連携しながら、防犯パトロールや広報啓発 活動を強化している。

自主防犯団体のネットワーク化については、平成20年度から4年間の支援を行った結果、県内の自主防犯団体のネットワーク数は平成23年12月末現在で131となった。

また、平成22年度からは、安全で安心なまちづくりリーダー養成教室の修了者等を対象に地域交流会を県内3地区で開催し、人的ネットワークの構築や自主防犯活動参加者の意識啓発を図っている。

今後とも、自主防犯団体相互のネットワーク化を促進する とともに、警察、市町村を含めた関係機関・団体との連携強 化を図っていく。